

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号）に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間を計画期間とした船橋市障害者活躍推進計画を策定し、取組を推進してまいりましたが、計画期間が終了したため、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、第 2 期の計画を策定したものです。

なお、毎年度の取組や目標達成の状況を踏まえ、新たな取組み等の必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

- 1 毎年6月1日時点での実雇用率について「3.0%」とし、法定雇用率が引き上げられた場合はその法定雇用率以上とする。

現在の実雇用率 令和7年6月 : 2.64% (法定雇用率: 2.8%)

令和6年6月 : 2.84% (法定雇用率: 2.8%)

※令和9年6月の法定雇用率は「3.0%」に引き上げとなる

- 2 障害のある職員が不安なく働ける職場環境整備に努め、不本意な離職者を生じさせない。
- 3 職場における作業環境等（物理的側面）、職場における相談環境等（心理的側面）それぞれの満足度を「100%」とする。

4. 主な取組内容

- ## 1 推進体制の整備
- ・ 障害者の活躍推進に向けた取組を持続的かつ効果的に進めていくための組織的な推進体制を整備し、計画策定、実施、点検、見直しのPDCAサイクルにより取組の推進を図ります。
- ## 2 業務の選定・創出
- ・ 障害のある職員が能力を十分に発揮し、職場内で活躍していくために、職員と業務との適切なマッチングにより、職員一人ひとりの障害特性や能力、適性、本人の希望などに応じた業務分担を行います。
- ## 3 職場環境の整備
- ・ 障害のある職員が能力や意欲を十分に発揮できるよう、安心して働ける環境を整えていきます。
- ## 4 採用・育成
- ・ 職員の採用等を行うにあたっては、厚生労働省が示す「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等を踏まえて対応します。また、採用後については、OJTや各種研修、人事異動等を通じて、職員の能力向上を図ります。

参 考

本計画は、国及び地方公共団体の各任命権者が作成するものとされています。

各任命権者の目標値（実雇用率）

- ・市長部局 「目標値：3.0%」 ※法定雇用率が引き上げられた場合はその法定雇用率以上
（現在の法定雇用率2.8% R9年6月の法定雇用率：3.0%）
- ・病院局 「目標値：法定雇用率以上」
（現在の法定雇用率2.8% R9年6月の法定雇用率：3.0%）
- ・教育委員会「目標値：2.9%」※法定雇用率が引き上げられた場合はその法定雇用率以上
（現在の法定雇用率2.7% R9年6月の法定雇用率：2.9%）
- ・消防局 「障害者雇用率に関する理解を促進する」
- ・議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局、農業委員会
「障害者雇用の推進に関する理解を促進する」

※常時勤務する職員数が36人に満たない場合、任免状況（実雇用率）の国への報告は対象外になっています。

なお、障害者雇用促進法第38条第1項等に基づき、消防吏員は実雇用率の算定から除外されています。